平成２１年（フ）第１６８４号
堺市堺区協和町３丁151番地　中団地４号館205号
債務者　白川　　民
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７４８号
堺市美原区多治井771番地、前住所堺市東区日置荘原寺町546番地12
債務者　石井商店こと有限会社クリーンアールこと　石井　順二
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７４９号
堺市東区日置荘原寺町546番地12
債務者　石井ゆかり
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８４５号
大阪府高石市東羽衣１丁目17番１　ヒヤリホーム101号
債務者　木戸　正恵
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８４６号
堺市堺区中安井町１丁４番23号
債務者　藤谷　　愛
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８５６号
大阪府富田林市錦織南１丁目23番12号
債務者　大山　　惠
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８８３号
堺市南区和田東954―４　上尾ハイツB101号室、住民票上の住所大阪府枚方市新之栄町16番７号
債務者　リハクデザインこと　津川　徹二
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９１４号
堺市西区浜寺石津町東５丁12番13―904号
債務者　湯川　　樹
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９３０号
堺市堺区中安井町１丁２番26号　堺陽明ハイツ503号、前住所堺市北区金岡町60番地
債務者　桝次　成信
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９３９号
堺市堺区甲斐町東６丁１番30　カイザ105207号室
債務者　岡部　陳幸
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９４０号
大阪府羽曳野市南古市２丁目15番４―103号
債務者　松原　雅美
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９５２号
堺市堺区七道西町12番地８　サニーハイツ堺４―110号、前住所堺市中区辻之1189番地120
債務者　まごころ弁当梅の実こと　菅　　昭彦
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９５３号
堺市堺区七道西町12番地８　サニーハイツ堺４―110号、前住所堺市中区辻之1189番地120
債務者　まごころ弁当梅の実こと　菅　　由美
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９６２号
堺市堺区大浜南町３丁１番13　大浜南町団地第402号室
債務者　千盤富佐子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９６５号
堺市南区三原台４丁７番７号
債務者　岡田真規子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９９５号
大阪府松原市松ヶ丘４丁目16番３―205号、旧住所大阪府松原市別所５丁目19番22号
債務者　稲垣　宏美（旧姓西村・山本）
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２００１号
堺市東区丈六304番地21
債務者　藤本　匡子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係